

土 海 号 外
平成 30 年 6 月 25 日

(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会 御中
(公社) 全日本不動産協会沖縄県本部 御中

沖縄県土木建築部
海岸防災課長

津波災害警戒区域指定の周知について (依頼)

平素より沖縄県の海岸事業、防災事業に対してご理解、ご協力を頂き感謝申し上げます。

県では、平成 30 年 3 月 27 日に、県内 39 市町村の区域を、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域に指定しました。

宅地建物取引業者は、取引対象となる物件について津波災害警戒区域内にあるときは、その旨を取引の相手方等に重要事項として説明が必要となることから、津波災害警戒区域指定について、貴殿の広報誌及びホームページで周知をお願いいたします。

周知の内容は別紙にまとめていますので、取り計らい方、宜しくをお願いいたします。

担当：沖縄県土木建築部 海岸防災課 海岸班 翁長
TEL：098-866-2410 FAX：098-860-3164
E-Mail：onagay@pref.okinawa.lg.jp (翁長)

【別紙】

津波災害警戒区域の指定について

沖縄県では、平成30年3月27日に、県内39市町村（*注）の区域を、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域に指定しました。津波災害警戒区域指定は、全国で沖縄県が8例目となります。

津波災害警戒区域の指定範囲については、沖縄県海岸防災課のWebページ、海岸防災課の窓口、各土木事務所の窓口、各市町村役場の窓口で確認できます（土木事務所は所管の管内のみ、市町村は当該市町村分のみ）。

宅地建物取引業者は、取引対象となる物件について津波災害警戒区域内にあるときは、その旨を取引の相手方等に重要事項として説明が必要になります。

*注・・・津波災害警戒区域の範囲に調整を要する与那国町及び、平成27年3月設定の津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定範囲となっていない南風原町を除く県内39市町村

沖縄県海岸防災課 Web ページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kaibo/index.html>